第 11 回長崎大学高度感染症研究センター実験棟の運用に関する
地域連絡協議会議事要旨

１　日時　令和８年７月１日（水）17:30～18:40

２　場所　長崎大学高度感染症研究センター本館１階大会議室

３　出席者数　17 名　森内（議長）、山下（副議長）、後田、渡邊（貴）、梶村、宮﨑、道津、神田、寺井、米満、首藤、麻生、山田、安田、南保、中嶋、渡邊（英）の各委員

４　欠席者　　4 名　田中、泉川、長谷川、末次の各委員

５　オブザーバー

岩佐 景一郎（文部科学省研究振興局先端医科学研究企画官）

６　事務局（長崎大学）

好井健太朗（高度感染症研究センター教授）、小寺孝太郎（研究推進部長）、池野和樹（研究推進部次長）、吉岡裕敏（研究推進部学術支援課長）、米田征徳（研究推進部感染症研究支援企画課長）、大西 誠（研究推進部感染症研究支援管理課長）、安藤英崇（施設部施設整備課長）、福井啓太（施設部施設管理課長）

７　議事

議事に先立ち、事務局から、会場参加を原則とするが、一部の委員はオンラインで参加していること、一般傍聴者及び報道関係者に別会場で公開すること、撮影は報道機関に冒頭のみ許可することなどの説明があった。

引続き、資料２に基づき、委員の交代等について説明があった後、欠席の末次委員を除く、今回初めて参加する渡邊（貴）委員、首藤委員、山田委員及びオブザーバー参加する文部科学省の岩佐企画官から挨拶があった。

(1) 高度感染症研究センター実験棟に関する報告

＜施設の使用状況について＞

①教育訓練の状況

議長から、報告に際しては実験棟の内部などセキュリティ上機密な部分があるためスライド（配付資料なし）を使用して報告することの説明があった後、①「教育訓練の状況」について報告があり質疑応答が行われた。報告及び質疑応答の大略は次のとおり。

（南保委員）今回は、BSL-4 実験室に立ち入る者を対象とした年次訓練について紹介する。

本スライドは、これまでにもご覧いただいているものだが、長崎大学高度感染症研究センター実験棟生物災害等防止安全管理規則に規定された教育訓練の区分を示している。昨年 5 月の規則施行以降、実験棟において病原体等の取扱いや管理、それに付随する業務に従事するセンター職員に加え、実験棟内の機器の保守・点検などで一時的に立ち入る業者の方々に

ついても、教育訓練が課せられた。

このうち、病原体等の取扱い管理または関連業務に従事する者については、三つに区分される。一つ目は管理区域かつ BSL-4 実験室に立ち入る者、二つ目は管理区域のみに立ち入る者、三つ目は管理区域に立ち入らない者である。具体的には、それぞれ実験従事者、警備員等、事務職員等が該当する。これらの対象者には、初回受講に加え、継続して業務に従事する場合は年 1 回以上の年次訓練の受講が義務付けられた。

訓練内容は、感染症法で定められた項目に関する講義に加え、管理区域かつ BSL-4 実験室へ立ち入る者については、BSL-4 実験室の使用方法や実験手技等に関する実技訓練も課せられている。

今回は、その中でも BSL-4 実験室に立ち入る者を対象とした年次訓練を今年 2 月 12 日に実施したことから、その内容を報告する。

年次訓練は、ここに示す 6 項目で構成されている。このうち、上から四つは感染症法に基づく項目である。具体的には、1 番目は感染症法に関する事項、2 番目は規則に関する事項、それに加えて病原体等の管理に関する事項、病原体等の性質に関する事項について座学を実施した。さらに、実験棟および BSL-4 実験室の運用に関する新規事項や更新事項について周知を行うとともに、実技訓練も実施した。

ここからは、実際の訓練の様子を紹介する。スライドと資料を用いて講義を行い、終了後には理解度を確認するための筆記試験を実施した。その結果をもとに、受講者の合格判定を行った。

続いて実技訓練については、エアホースの着脱が適切に行えることを確認したうえで、スーツ切断手順の検証を実施した。

前回の協議会では、実験室内で急病者が発生した場合を想定した緊急搬出訓練について報告した。その際、最終的には防護スーツを切断して実験従事者を外に出す操作を行うことになる。今回の年次訓練では、その緊急時対応を想定し、防護スーツの切断手順について検証した。

具体的には、使用を終えた防護スーツを用い、米国の BSL-4 施設で採用されている切断方法を参考にしながら、最も効率的な手順を検証した。防護スーツは厚手であり、ジッパー部分には硬い素材も使用されている。そのため、そういった素材を切断できる鋏を用いて実際に切断を体験しながら検証した。

また、受講者を少人数のグループに分け、防護スーツに代えてタイベックを使用しながら、鋏を用いた研修を行った。

最後に、実験棟で運用されている主要な実験手順について口頭試問を実施し、内容を十分に理解していることを確認した。

最終的に受講者全員が年次訓練を修了し、本学学長による承認を受けている。

今回は説明しないが、新年度に入った 4 月以降も、実験棟では訓練を継続して実施している。今後も状況が完了次第、適宜報告させていただきたい。

（道津委員）年次訓練について、これまで何度も確認しているが、例えば安田先生のような熟練の研究者であっても、毎年この訓練を受講する必要があるということでよろしいか。
（南保委員）これは規則で定められていることから、実験棟を継続的に使用する者については、全員が年次訓練を受講し、合格する必要がある。

（神田委員）講義から口頭試問が終わるまでにどの程度の期間を要するのか。
（南保委員）2カ月程度である。毎年同様のタイミングになると思う。
（神田委員）2カ月毎に次々に実施しているのか。
（南保委員）年次訓練は全員を対象として一斉に実施している。そのため日程調整は困難を伴うが、受講対象者全員が参加可能な日程をあらかじめ設定し、訓練を修了するようにしている。

（道津委員）県外から参加する先生方も多数いると思うが、そのような先生方についても、この教育訓練を必ず受講しなければならないという理解でよろしいか。
（南保先生）そのとおりである。現時点では、外部の方を対象とした教育訓練は実施していないが、外部から実験棟を利用される方についても、我々と同様の教育訓練を受講していただく。実施時期については今後検討が必要だが、基本的に我々が設定した年度末の2月頃を目安に受講していただくのが望ましいと考えている。ただし、実施時期については、今後さらに検討を進めていく必要があると考えている。

（山下副議長）以前の会議でも質問したかもしれないが、年次訓練であれば新年度開始後の4月または5月頃に実施する方が適切ではないか。2月に実施した場合、4月に受講者が入れ替わることもあるのではないかと思う。
　また参考までに、座学の筆記試験については、何点以上を合格基準としているのか教えていただきたい。
（南保委員）まず一点目のご質問について、年次訓練を2月に実施している主な理由の一つは、12 月から年次点検期間に入り、実験棟が使用できない状態となるためである。その期間を有効活用する観点から、訓練を2月に設定している。
　次に筆記試験について、具体的な合格基準点の公表は差し控えるが、一般的に合格点となる水準を基準としている。
（森内議長）口頭試問では多数の設問を用意し、その中から無作為に問題を選択して出題していた。厳しく採点されているのを私自身も確認している。

＜施設の管理状況について＞
①高度感染症研究センター実験棟における事故等の対応策の検討について

議長から、報告に際しては実験棟の内部などセキュリティ上機密な部分があるためスライド（配付資料なし）を使用して報告することの説明があった後、①「高度感染症研究センター実験棟における事故等の対応策の検討」、②「高度感染症研究センター実験棟（BSL-4 施設）屋外スピーカーの使用訓練」について報告があり質疑応答が行われた。報告及び質疑応答の大略は次のとおり。

（中嶋委員）①「高度感染症研究センター実験棟における事故等の対応策の検討」について、警察及び消防の協力を得て、二つの主要な訓練を実施したので、その概要について報告する。

実施した訓練は、①実験棟における不審者対応訓練及び長崎県警察への連絡訓練、②実験棟における消防通報訓練の二つである。

まず、不審者対応訓練及び長崎県警察への連絡訓練について説明する。本訓練は 2 月 27 日に実施した。不審者が不審物を投げ込んだとの想定の下、長崎県警察と協議を重ね、対応手順を事前に検討した上で実施した。

訓練では、不審者による不審物の投げ込み及び現場からの離脱を想定した。その後、実験棟から退出しようとしていた研究者が不審物を発見し、危険を認知した上で、速やかに警備員室へ状況を連絡する初動対応の手順を確認した。

続いて、現場責任者による指揮及び経時記録の作成を開始し、非常通話装置を用いて警察へ直ちに通報した。警察からの折り返し連絡に対して状況説明を行うとともに、職員が立哨により現場規制を実施した。

その後、警察車両が到着し、実験棟内において事情聴取等の必要な確認・対応が実施された。訓練終了後には、改善点及び評価点について講評が行われた。

以上のような手順により、2 月 27 日に警察との連携訓練を実施した。なお、本訓練の実施に当たっては、事前に警察との協議を重ね、内容を精査した上で実施した。

次に、消防通報訓練について報告する。

消防通報訓練実施に先立ち､3 月 18 日に長崎市役所において関係者と事前協議を行った。また、4 月 6 日には北消防署と打合せを実施し、訓練内容の具体化を図った。

さらに、本訓練では通報訓練と併せて避難訓練も実施することから、消防関係者に現地を確認いただき、避難経路、緊急車両配置、接近経路及び救助動線等について事前に検討した。

消防訓練は 5 月 28 日に実施し、訓練では、火災認知から火災鎮圧までの一連の流れを確認した。

まず、火災警報の発報場所を確認し、火点室を特定した後、非常放送を実施した。続いて消防機関へ通報するとともに、初期消火を行うため関係職員を招集した。

初期消火班は消火器を携行し、進入経路を確認した上で現場へ向かった。今回はパソコン用非常用電池から発煙したとの想定で訓練を実施した。

その後、研究室外の区域において消火器を使用した模擬消火訓練を行った。続いて屋内消火栓による消火活動を想定し、現場進入後の対応を確認した。

また、窓がないため排煙対策として所定の扉を開放し、安全確保の観点から初期消火活動を終了した後に退避する手順についても確認した。

並行して経時記録及び報告を継続するとともに、消防隊誘導のための立哨配置を行った。消防隊到着後は本部を設置し、時系列の資料を用いて消防隊への状況説明を実施した。

その後、消防隊によるホース延長及び消火活動が行われ、最終的に火災鎮圧に至るまでの一連の対応を確認した。

訓練中には設備操作訓練、講習も実施し、教職員に対して消火器の使用方法、火災報知器の作動方法及び屋内消火栓の使用方法について指導を受けた。特に屋内消火栓については高い水圧がかかるため、腰を入れた姿勢を保持した上で操作する必要がある旨の説明があった。

さらに、消防通報訓練と併せて、はしご車を用いた救助訓練を実施した。

訓練では、はしご車を避難場所付近に配置し、消防隊員がゴンドラに搭乗して高所まで上昇した。避難場所は地上約 40 メートルの高さに位置しており、そこから要救助者を救出する手順を確認した。

実際に避難場所へ到着した後、逃げ遅れた職員を想定した要救助者 2 名をゴンドラへ収容し、地上まで安全に搬送した。この訓練で一連の手順が問題なく実施できることを確認した。

訓練終了後には北消防署の山田課長補佐から講評をいただき、留意すべき事項等について助言を受けた。

以上のとおり、消防訓練は 5 月下旬に実施した。

なお、実験棟の警備職員については定期的に警備講習会を実施している。今回も本学職員 1 名が参加し、警備対応の確認及び見学を行った。

（渡邊（英）委員）引続き、②「高度感染症研究センター実験棟（BSL-4 施設）屋外スピーカーの使用訓練」について報告する。

屋外スピーカー使用訓練については昨年度実施し、本協議会においても報告を行ったところだが、今年度も引き続き実施予定である。

実施時期については、昨年度は坂本キャンパスにおける秋の防災訓練と同日に実施した。今年度についても同時期の開催を予定しているが、現時点では具体的な日程は未定であり、10 月から 11 月頃の実施を見込んでいる。なお、雨天の場合であっても実施する予定である。日程が決定次第、近隣住民の皆様に事前にチラシを配布し周知を行う予定である。

昨年度は、放送開始時に使用する音の比較を目的として、「ピンポンパンポン」のチャイム音と「ファンファンファン」のサイレン音の両方を使用した。その結果、非常時の放送としてはサイレン音が適当であるとの意見が大勢であったため、今年度はサイレン音による放送のみを実施することとした。なお、アナウンス内容については昨年度と同様とする。

今年度の主な変更点は放送音量である。昨年度は近隣住民への影響に配慮しながら段階

的に音量を上げたが、一部地域では放送が聞き取りにくいとの意見があった。そのため、今年度は屋外スピーカーの性能を十分に活用できる音量で実施する予定である。1 回目の放送から昨年度の最大音量を上回る水準で実施し、さらに 2 回目については最大出力に近い音量での放送を検討している。

また、音の到達状況については昨年度と同様にキャンパス外 3 地点で確認を行う。確認地点は、医学部正門付近のコンビニエンスストア周辺、江平二丁目方面の保育園付近、そして平和町三丁目付近である。

なお、昨年度は平和町商店街付近で確認を行ったが、平和町三丁目周辺には保育園があることに加え、スーパーマーケットが開業し人通りの増加が見込まれることから、今年度は確認地点を変更している。

訓練当日は、高度感染症研究センターのホームページにおいても、屋外スピーカー使用訓練を実施している旨を掲載する予定である。

（山下副議長）消防訓練について、資料中の写真を拝見すると、実際の災害発生時には多数の消防車両が進入することになると思われるが、実験棟周辺の道路はやや狭い印象を受ける。

実際の火災等が発生した場合、消防関係車両が十分に進入できるのか、また、道路幅員の観点から支障はないのかについて、消防関係者にお伺いしたい。

（麻生委員）当該訓練においては、実際に消防車両を現地へ進入させていることから、道路幅員等について特段の問題はないものと考えている。

また、写真に示されているはしご車以外の消防車両については小型化していることから、火災発生時においても、消防車両は問題なく現場へ進入できるものと考えている。

（山下副議長）今回の不審者対応訓練では、実験棟から退出しようとしていた研究者が不審物の投げ込みを目撃したとの想定で実施されたとのことであった。

しかしながら、実際には実験棟から人が出入りしている状況で不審物を投げ込む可能性は低く、むしろ施設外を通行している第三者がその様子を目撃するケースの方が想定されるのではないかと思う。

そのような場合、目撃者が施設関係者や警備員へ速やかに連絡する手段が、外部から見て分かりやすい形で整備されているのか教えていただきたい。

（中嶋委員）現時点では、ご指摘のような状況を想定した訓練は実施していない。

ただし、施設内の関係者へ情報を伝達する手段として、防災センターに連絡用の電話を設置しているため、そのような事案を目撃した場合には、職員であれば防災センターへ電話連絡することが可能である。

（山下副議長）職員以外が目撃する可能性もあると思う。今回の訓練では当該ケースは想定されていなかったと思うが、今後は当該ケースも想定して対応策を検討していただければ

と思う。
（森内議長）ご指摘のとおり、当該施設周辺は学生の往来が多く、隣接する講義棟には学生用の勉強部屋も整備されていることから、夜間まで学生が滞在している場合も少なくない。そのため、不審事案を最初に目撃するのは、学生である可能性も考えられる。
　今後は、そのような状況も考慮した上で対応策を検討してまいりたい。

（道津委員）火事においては、煙への対応が重要だろうと思う。屋上まで避難し救助を待つ場合は外気に触れることができるため問題は少ないと思うが、建物の中層階付近で火災が発生した場合、下層階へ避難する方は比較的問題が少ないと思われる一方、上層階にいる方は煙の影響を受けやすいと思う。
　そのため、煙を吸入することなく安全に避難できるよう、避難経路や避難方法について適切な対策が講じられているのか、教えていただきたい。
（中嶋委員）避難経路については、各階の所定の場所に掲示している。
　建物の両側に階段を設置しており、これらの階段が利用可能であることから、階段へ誘導する掲示を複数箇所に設置している。

（神田委員）施設の性質上、警備員が常駐しているものと思うが、警備員が立っているのか。
　また、今回の訓練では、施設入口付近に不審物が投げ込まれたとの想定であったが、例えば一般の立入りが禁止されている区域であることを示す表示や、区画への立入り制限を示す表示は掲示されているのか。
（中嶋委員）資料中の実験棟のフェンスの写真で確認できるが、当該区域については「関係者以外立入禁止」及び「防犯カメラ作動中」といった掲示をフェンスに設置している。警備員が外に立っているわけではない。
　本施設は厳重な管理下で運用されており、不法侵入することは考えにくいが、監視カメラによる録画を行っている旨を入口付近に掲示している。

（寺井委員）先ほどの山下委員の発言に関連しているが、今回の訓練では大型の消防車両が進入していたが、実際には中型車両等も含めて進入することになると思う。資料に消防車両を上方から撮影した写真があったが、あの場所は通常、駐車スペースとして利用されていると思う。
　坂本キャンパスはそれほど広い敷地ではないことから、今後、緊急車両専用の駐車スペースの確保や、構内道路における駐停車管理が必要になるのではないかと感じた。緊急車両が活動できるよう対策を整理しておく必要があると思うので、今後の検討事項としていただきたい。
（中嶋委員）承知した。

（山下副議長）今回の消防訓練には消防関係者が何名程度参加されたのか。特にレスキュー隊も参加していたと思うが、参加人数を教えていただきたい。

また、実際に今回想定した規模の火災が発生した場合、消防機関としてはどの程度の人員が必要になるのかについても併せて教えていただきたい。

（山田委員）今回の訓練には、消火活動の指揮を担う指揮隊、最寄りの浦上出張所の職員、救助隊員及び査察指導係の職員が参加しており、総勢おおむね 15 名が参加した。

また、実際の火災発生時の出動体制としては、まず水を積載した水源車が 5 隊程度出動するほか、救助隊 1 隊が出動する。さらに、中高層建築物火災であり、出火階や建物の高さ等の条件に応じて、先ほど訓練写真にもあったはしご車が出動することとなる。

このため、少なくとも指揮隊 1 隊、救助隊 1 隊、水源車 5 隊程度の計 7 隊が出動する体制となっている。加えて、消防団についても火災発生時には 1 個分団が出動することとなっている。

(2) その他

＜地域住民の意見を踏まえて長崎大学が BSL-4 施設に講じた安全対策措置について＞

議長から、本協議会においては、これまで本協議会委員から安全対策に関する様々な要望をいただき、それらを踏まえた議論を重ねながら対応策に取り組んできたが、この度、これまでの対応について「地域住民の意見を踏まえて長崎大学が BSL-4 施設に講じた安全対策措置について」として取りまとめた旨の報告があり質疑応答が行われた。報告及び質疑応答の大略は次のとおり。

（森内議長）昨年 1 月、本センターの BSL-4 施設が特定一種病原体等所持施設として指定された際の協議会において、各委員から貴重な意見をいただいた。特に道津委員からは本協議会でまとめた対応策について発言をいただいた。

その発言の一部を紹介させていただく。

住民の不安に真摯に向き合っていただくように、大学に安全対策を要望することを決意し、住民にアンケートをとったうえで、大学にその実現を要望した。その事項は四つ。

①「安全対策と危機管理」を徹底すること。

②「実験情報の開示」、実験が無事に終わったことも報告して欲しいこと。

③「事故発生時の住民への伝達手段」としてスピーカーを設置すること。

④「軍事研究をしないこと」

これらを約束すること。そして、⑤これら四つに加えて、長崎市に対しても地域防災計画に BSL-4 施設の事故等について盛り込むこと、を要望した。

これら五つの住民側が求める大きな柱が、本協議会の議論により生まれたことは、住民にとっても大きな安心材料になっている。

しかし、ここからが大事で、大学は責任を持って安全に管理すること、住民との約束を守ること、国の厳格な管理を受け、これをしっかりお願いしたい。

以上である。

これらの五つの柱について、できる限り分かりやすく整理し、本協議会での議論や策定した安全管理措置を説明できるように、本資料を作成した。本資料の概要を説明させていただく。

1. リスクに応じた安全管理規則の制定

第 10 回協議会以降、計 7 回にわたり検討を重ねた結果、実験棟の安全管理規則として新たに制定された。さらに昨年 1 月、本センターが特定一種病原体等所持施設として厚生労働大臣の指定を受けたことに伴い、本規則は感染症法に基づく感染症発生予防規程として法令で位置付けられた。

検討に当たっては、重大事象を大きく五つに分類し、それぞれのリスクを洗い出した上で、設備面及び運用面の双方から対策を検討した。具体的な仕組みを構築するため、169 項目に及ぶリスクについて大学で原案を策定し、本協議会委員との意見交換を重ねながら発生パターンの検証及び対策の検討を行った。

本協議会委員の皆様には膨大な資料の確認と活発な議論にご協力いただいたことに対し、改めて深く感謝申し上げる。

当施設は感染症法等に基づき厳格に運用されているが、本学には感染症発生予防規程の策定及び厚生労働大臣への届出義務が課せられている。

そこで、本協議会委員からの意見を踏まえ、安全性・信頼性・透明性をさらに高める内容を法令上の要求事項に付加した「長崎大学高度感染症研究センター実験棟生物災害等防止安全管理規則」を制定した。この規則は感染症法に基づく正式な文書として運用され、当施設が稼働する限り、その遵守が法的に義務付けられている。

以上のように、住民の皆様の意見を基に議論し構築してきた安全対策が制度として整備されている。今後も本協議会における議論を通じて安全確保体制を堅持していく。

2. 実験情報の開示

施設内でどのような実験が行われているのかが分からなければ、地域住民の皆様が不安を抱くのは当然であると思う。テロ対策の観点から開示が難しい部分もあるが、本協議会において繰り返し議論を行い、対応を整理した。

規則には、安全管理基準に定めるところにより一定の事項を公表することが明記されており、その報告様式も整備されている。

3．事故発生時の住民への伝達手段としての屋外スピーカー設置

事故発生時における住民への情報伝達手段として、屋外スピーカーの設置を進めた。

本件についても住民の皆様からの要望を受け、本協議会で繰り返し検討を重ねた結果、設置に至ったものである。設置後は使用訓練を継続して実施しており、チャイム音の種類や音量、アナウンス内容等について検証を続けている。

4．軍事的な研究は行わないことの約束

軍事目的で本施設が利用されることがあってはならないという考えは、平和都市長崎に暮らす住民に共通する思いである。

私自身もこの浦上の地で生まれ育ち、平和教育を受けてきた。また、平和への意識が地域によって異なることも経験してきた。そのような経験からも、本施設において軍事目的の研究が行われることは断じて容認できないと考えている。

もちろん線引きは難しく、研究成果が軍事目的に転用される可能性は出てくると思う。しかし、常に軍事研究を行わないという強い意識を持つことが歯止めになると思う。それが学長宣言にも盛り込まれている。

学長宣言は、実験棟及び本館の入口に掲示している。また、ミッションステートメントも本館の入口に掲示しており、この中で本センターのミッションを訴えている。

5．長崎市地域防災計画へのBSL-4施設の掲載

本協議会委員からの要望にもあったとおり、BSL-4施設において万一事故が発生した場合の適切な対応には、長崎大学と長崎市との緊密な連携が不可欠である。

そこで、長崎大学と長崎市で協議を重ね、長崎市地域防災計画にBSL-4施設に関する項目を盛り込んでいただいた。

長崎市地域防災計画には新たに当施設に関する節が追加されており、この掲載を受けて長崎市防災会議でも当施設の現状及び今後の対応について説明を行った。

以上、長崎大学が地域住民の皆様の意見を踏まえ、BSL-4施設に対して講じてきた安全対策措置の概要について説明した。

なお、テロ対策に関する事項については、安全管理の観点から本資料には明示していないが、各種対策を講じ、適切に実施している。

長崎大学としては、今後も本協議会を通じて地域住民の皆様との連携を深めるとともに、本資料に盛り込んだ措置を着実に履行していく。

また、本資料についてはホームページへの掲載に加え、説明の機会等で活用できるよう印刷物の作成も進める予定である。

平成28年の協議会設置以来、多くの委員の皆様にご参加いただき、多大なご尽力を賜ったことに改めて感謝申し上げる。今後も、策定した五つの柱を記録として残し、それらに基

づく対応を継続してまいりたい。

（道津委員）森内議長から説明いただいた内容は、私がこれまで本協議会で発言してきた内容を代弁していただいたものだが、新たに参加された委員の方々もおられることから、私自身の言葉で改めてお話したい。

これまでの発言と繰り返しになる部分もあるが、BSL-4 施設は 2019 年 1 月末に地域住民の理解を得ることなく着工され、大学に対する住民の不信感が募った。私たちは、このままでは住民の不安だけが残ると考え、地域住民の不安に真摯に向き合っていただきたいとの思いから、平野町山里自治会で梶村会長、神田委員とともに住民アンケートを実施し、意見を聴取し、大学へ安全対策に関する四つの要望を行った。これが先ほど説明のあった 1 から 4 までの項目である。

また 5 に関しては、住民からの意見ではなかったが、本協議会委員もしくは自治会長として、長崎市地域防災計画の中に BSL-4 施設に関する事項を防災計画として掲載し、市民及び地域住民のために大学と長崎市が連携すべきであると考え、要望し続けた。その結果として長崎市地域防災計画へ掲載いただいたことについて、大変感謝している。

さらに、大学及び地域住民に対し、BSL-4 施設に関する安全対策を分かりやすくまとめた資料を配布していただきたいと以前からお願いしてきた。このたび、このように充実した資料を作成いただいたことに心より感謝申し上げる。

自治会活動を通じて住民の皆様にお話していることだが、本協議会に参加する連合自治会や自治会は、この BSL-4 施設を継続的に監視していく役割があると考えている。決して無関心になってはならないと思う。今後は稼働する BSL-4 施設が地域の中に存在することが当たり前になっていくと思うが、何十年先になり、現在の関係者がいなくなった後も、地域住民にはこの施設の運用を監視していく役割があるのではないかと思う。

今月 15 日に班長会を予定しているが、本資料を活用し、長崎大学が約束した安全対策を適切に履行しているかを今後も継続的に確認していく必要があることを、次の世代、そのまた次の世代へと引き継いでほしいということをお話させていただきたいと考えている。

それで、私の自治会では全世帯に本資料を配布し、長崎大学が講じている安全対策について説明するとともに、地域として引き続き施設を監視していただきたい旨をお伝えしたいと考えている。

（神田委員）道津委員のご意見に全く同感である。この資料を拝見し、改めてこの 10 年間を振り返ると、10 年前の状況を思えば、このような資料が作成されること自体、当時は考えることもできない状態であった。

当初は、大学と地域住民との立場には対立関係のような雰囲気があり、大学側は施設の必要性や社会的意義について説明されていた。一方で、地域住民は安全・安心を最も重視しており、特に高い致死率を有する病原体を取り扱う施設であることから、万一の事故に対する

強い不安を抱いていた。そのことが反対意見の中心になっていた。

私自身、すぐ側の平野町山里地区におり、梶村会長とともに自治会活動に携わってきた。地域の中でも一番反対していた地区であったため、本協議会でどのような議論が行われているのか、また住民の意見がどのように反映され、安全対策の改善につながっているのかについて、毎年の自治会総会の機会に住民の皆様へ報告を続けてきた。必要な資料についても配布し、理解を深めていただくよう努めてきたところである。

施設の運用は今後長期にわたり継続されるものであり、私自身もいつまでもこの役割を担い続けられるわけではないが、実際の研究活動が本格化するまでにはなお一定の期間を要することから、地域住民の意見や要望については引き続き伺い、それらをこの場でお伝えしていきたいと考えている。

何より、今回の資料の中で最も心を打たれたのは、地域住民の思いや考えが十分に理解され、協議を重ねた結果として現在の安全対策が形作られたことが明確に記載されている点である。当初の対立的な関係から、お互いの立場を理解し、住民の気持ちに寄り添いながら信頼関係を築いてこれたことを大変うれしく感じている。取り組みを頑張り続けてきて良かったと感じている。

これまでには、勉強会の開催、市長との意見交換、大学教員に各地区に来ていただき意見交換を行うなど、考え得る限りの取組みを行ってきた。

また、坂本キャンパス正門に設置されている横断幕についても、撤去してもいいのではないかとの意見がないわけではないが、将来、地域住民全員が喜んで施設設置に賛成していると認識されないとも限らないことから、歯止めの一つとして残してもらえるとありがたいとの気持ちがある。お互いの信頼関係を継続していけるよう頑張ってもらえるのであれば、私達としても、意見を述べる機会があれば協力し、支援していきたいと考えている。

研究に携わる先生方には健康に十分留意していただき、今後ともどうぞよろしくお願いしたい。

（宮﨑委員）本資料は、一般に公開可能な資料として、地域住民等へ配布しても差し支えないか。

（森内議長）地域における説明や意見交換の場で活用できるよう、できる限り分かりやすい内容となるよう作成したものなので、ぜひ活用していただけたらと思う。

（森内議長）先程も申し上げたが、本資料の作成はあくまで出発点である。こういったものを明確な形として記録に残し、それに基づいて今後の運用を着実に進めていくことが重要である。人間が変わり、年月が経過したとしても、これらの取組が確実に継承され、守られていく必要があると考えている。

そして、地域住民の皆様による継続的な監視の目というものは大事であり、その視点があることによって、私たち自身も緊張感を持って対応できると思うので、今後とも引き続きご

協力をお願いしたい。

＜次回開催予定について＞

事務局から，次回の開催について，令和８年１０月３０日（金）の開催を予定している旨の説明があった。

― 以 上 ―